



URBAN HOME の休暇制度

休日

年間 105日

年末年始 5日間
(12/31～1/2を含む)

夏季休暇 5日間
(盆休み)

有給休暇

- ・入社後6ヶ月で計10日間
- ・毎年3月21日を起算日とする。
- ・勤続年数によって毎年付与数はかわり、最大20日間とする。

リフレッシュ休暇

連続して5日間

特別休暇

下記に該当する事由により休暇を申請した場合、それぞれ次の特別休暇を与える。

子女が結婚するとき 継続して2日

兄弟姉妹が結婚するとき 1日

妻が出産するとき 産後2週間以内に2日

父母、配偶者、子が死亡したとき

- ・喪主の場合 継続して7日
- ・それ以外 継続して5日

祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹が死亡したとき

- ・喪主の場合 継続して5日
- ・それ以外 継続して3日

育児休業

1歳未満の子と同居し、養育する従業員は育児休業をすることができる。

配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業している場合

1歳2ヶ月に達するまでの間で、**1年**を限度として育児休業をすることができる。
(誕生日以後の産前・産後期間と育児休業期間との合計)

介護休業

要介護状態にある家族を介護する従業員は、介護休業をすることができる。

申出は**通算93日間**を限度とする。

特別な事情がない限り対象家族1人につき、要介護状態ごとに1回の介護休業をすることができる。

育児・介護短時間勤務

3歳に満たない子を養育する従業員・要介護状態にある家族を介護する従業員は、**所定労働時間は6時間**とし各々に合わせた勤務時間とする。

※従業員の定めは就業規則の通り